

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和4年3月31日・東京都条例第54号

1 概要

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）の施行に伴い、手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

条例別表に規定する手数料の額を改める。

事 務	名 称	申 請 方 式	額（改正前）	額（改正後）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 （当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合）	保安確保機器認定申請手数料	—	110,000円	98,000円
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料	—	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	書面受付	21,400円	23,200円
		インターネット受付	20,900円	22,700円

2 施行日

令和4年4月1日

3 問合せ先

環境局環境改善部環境保安課

直通 03-5388-3541

内線 42-431